

令和2年12月29日

各位

碧海信用金庫

一定金額未満の普通預金口座解約手続きにおける  
「印鑑不要化」の実施について

碧海信用金庫(理事長:山内 正幸)は、お客様の利便性向上を目的として、一定金額未満の普通預金口座解約手続きについて、「印鑑不要化」を実施しますので、お知らせします。

## 記

## 1. 内容

普通預金口座の残高1万円未満の口座解約手続きにおける「印鑑不要化」

(主な要件)

- ・普通預金口座の残高が1万円未満
- ・個人のお客さまが対象
- ・運転免許証等の顔写真付き本人確認資料のご提示

## 2. 実施日

令和3年2月1日

以上